

# 弘前藩領における勸化について

篠村正雄

はじめに

寺社は結縁により信仰を広める名目で、開帳・勸進・勸化・富籤興行を行い、その集金を修復・経営に充ててきた。勸進の用語は勸進能・勸進角力・勸進歌舞伎と興行が伴う場合に用いられるが、開帳は開帳勸化ともいわれ、寺社への助力・助成として勸化の中に含まれる。吉田伸之氏は、近世社会で乞食や下級の宗教者としての僧侶を勸進層とし、施し・喜捨を得るために行う芸能を身に付けていったとする<sup>①</sup>。

比留間尚氏は、幕府・寺社・民衆の関係において開帳が行われ、その中で民衆文化がどのように展開していったかを考察している<sup>②</sup>。北村行遠氏は、日蓮宗寺院が江戸の触頭・末寺等で開帳したが、支援する江戸講中の役割と開帳収入による寺院経営について明らかにし、江戸以外の地域における開帳に不明な部分が多いことを指摘している<sup>③</sup>。望月真澄氏は、江戸で盛んであった日蓮宗の祖師信仰と、守護神信仰の展開のなかで開帳を取り上げている<sup>④</sup>。

鈴木良明氏は、東大寺・大仏殿再建後の享保七年（一七二二）、幕府は熊野三山権現社修復に、万石以上の大名・寺社領に布令を出して「御

免勸化」を認可したが、この御免勸化は幕末までに三四六件あり、幕府との由緒・寺格が認可条件であったとする。また、寛保二年（一七四二）、幕府の布令で御免勸化は寺社奉行連印の勸化状を持参して諸国巡行が可能になったが、幕府の認可が無くとも領主の志次第による「私勸化」があったことを考察している<sup>⑤</sup>。

堀池春峰氏は、元禄五年（一六九二）、東大寺大仏の開眼供養があり、同一〇年、幕府は大仏殿再建に五か年にわたり人別一二銭の徴収を認めたことを取り上げている<sup>⑥</sup>。柚田喜雄氏は、江戸幕府は慶長期に各宗派・寺院に個別に寺院法度を出し、寛永期に本末制度を改め、寛文期の寺請制度により寺社行政を整えたとする。また、大仏殿再建之際、幕府は勸進僧公慶に「相對勸化」を認めたが、後に御免勸化として幕領・大名領に勸化金の高割賦課を命じ、奈良奉行に納入させたことから幕府の普請に変わったことを指摘している<sup>⑦</sup>。この勸化は志ある者からで、強制されるものでなかった。

圭室文雄氏は、曹洞宗総持寺は遠忌に末寺・檀家から勸化金を集めていたが、文化六年（一八〇九）、火災後の再建之際、加賀藩主前田家・関三刹を通して、幕府からの御免勸化を得たとしている<sup>⑧</sup>。河上信行氏は、

寛延期に武蔵国下師岡村で春日日本社本殿の修復費用を、組別に割り当て、名主宛に納入したことを紹介している。<sup>9</sup>野口安嗣氏は、寛延元年（一七四八）、立山権現が末社修復に、加賀藩から領内の相対勸化を許可されたことに触れている。<sup>10</sup>

弘前藩領での勸化については、遠藤聡明氏が長松寺・東大寺・善光寺の開帳、遊人上人の廻国、誓願寺大仏造立を取り上げている。<sup>11</sup>民俗学では、大湯貞二・高達奈緒美氏が津軽地方の百万遍仏縁起書の伝存状況から、百万遍念仏は長期的流布活動が定着したもので、開帳のみに契機を求めるのは無理があるとみているが、勸化を考察の対象とはしていない。<sup>12</sup>小山隆秀氏は善光寺に由来する信仰が、津軽の北五地方に散見することを指摘し、幕末には個人による善光寺参詣が見られ、今の習俗にまで影響を及ぼしたものの、定期的・組織的ルートの確立がないために他の類似する習俗との競合により衰退していったとみている。<sup>13</sup>津軽から伊勢参宮の途中、善光寺に立ち寄っていて、善光寺に対する認識は領民の間に浸透していたことは確かである。<sup>14</sup>

最近、刊行されている自治体史で勸化を取り上げているものに『新編弘前市史』の開帳（居開帳・出開帳）があるが、勸化の全体像は明らかにされていない。<sup>15</sup>

そこで、これまでの先行研究を基に、次の三点を考察する。

- ① 幕府認可の御免勸化に対する弘前藩江戸藩邸・国元での対応。
  - ② 領内勸化の実態と弘前藩の施策。
  - ③ 勸化にたいする領民の動向。
- 使用する史料「弘前藩庁日記」は、国元と江戸での記録であり、以下、

「国日記」、「江戸日記」と略称する。<sup>16</sup>

## 一 領外の寺社による勸化

### （1）伊勢神宮・三日市太夫

天和元年（一六八一）以前、御師三日市太夫次郎の名代沢山仲道が訪れて神楽料を受け取っていた。<sup>17</sup>

① 宝永三年（一七〇六）、藩庁は領民一人五銭の初穂料を課し、町年寄を代参させて代々神楽料五〇両を納め、<sup>18</sup>同六年、御師は御目見を許されている。<sup>19</sup>

② 領内で伊勢講・代々講が組織され、享保六年（一七二二）、庄屋宅に宿をとった御師が神明宮の話をして、伊勢講中より五か年で四両か五両を納めさせている。<sup>20</sup>

③ 天保三年（一八四〇）、猿賀組新山・蒲田両村（平川市）では、勢州太々神楽・卯時郷夫等で二一匁六分、弘化三年（一八四六）、猿賀村（同市）では、高懸銀・卯時銭・太々神楽料を一三三戸に割付け、太々神楽料四三匁五分五厘は上限七匁四分一厘から下限一厘で負担させ、負担無しが八戸に及んでいた。<sup>21</sup>

④ 御師の名代芳田友吉が元治元年（一八六四）、黒石藩に廻っているとところから、御初穂料を受け取ったものとみられる。<sup>22</sup>毎年御師の名代が領内を廻り御初穂を徴収することは、相対勸化と同一であり、黒石藩も対象になっていた。

## (2) 遊行上人

① 貞享四年(一六八七)、遊行寺(時宗 藤沢市)の他阿の巡行に、藩主から遠路大儀であり、御用は遠慮なく家臣に伝えるようにさせている。藩庁は貞昌寺(浄土宗)を宿寺にし、米三〇俵・錢一五貫文・味噌三樽・炭一〇俵・薪二五駄を支給している。六月一日から二日まで滞在したが、勸化の内容は不明である。<sup>(23)</sup>

② 正徳三年(一七一三)、青森町奉行は町人岩佐久右衛門を南部藩領へ派遣し、幕府の認可は伝馬五〇疋・人足五〇人の情報を得ている。四月六日から一三日まで正覚寺を宿寺にし、弘前では一四日から二七日まで貞昌寺を宿寺にし、群衆した参詣人を本堂の東西に分け、混在しないようにさせている。在府中の藩主から白銀一〇枚・昆布一箱を呈したが、勸化の内容は不明である。<sup>(24)</sup>

③ 享保一三年(一七二八) 巡行の際の勸化内容は不明である。<sup>(25)</sup>

④ 延享元年(一七四四) 八月日に正覚寺に入り、八日から一四日まで貞昌寺を宿寺としている。<sup>(26)</sup>

⑤ 安永元年(一七七二)、貞昌寺を宿寺とし、一一間の逗留であった。<sup>(27)</sup>

⑥ 寛永四年(一七九二) 八月二〇日に青森に入り、九月四日に藩主へは「神勅之御札」「御武運長久之御守」、真寿院を含む藩主家の家族へは「神勅之御札」「除雷之御守」を差し上げ、藩主より白銀一〇枚、昆布一箱が呈されている。<sup>(28)</sup>

## (3) 羽黒山・延命院

① 延宝四年(一六七六)、延命院から領内での勸化願が出され、藩

庁は銀一〇枚を渡しているが詳細は不明である。<sup>(29)</sup>

② 明和五年(一七六八)、報恩寺を宿寺とし、藩主へ守札を差し上げて御目見を許されている。領内で守札を配布しての相対勸化は認められたが、人馬は自分雇になった。<sup>(30)</sup>

③ 同八年、祈祷所・居宅修復のための勸化願は不認可になったが、三〇両が渡されている。<sup>(31)</sup>

④ 安永三年(一七七四)、延命院は城中で家老に挨拶を済ました。領内での守札配布は領内が困難な時に付き延期とされ、最花として一五両が渡された。<sup>(32)</sup> 同五年、領内は不熟が続き半作であった。祈祷所・居宅修復の勸化願が出されたが、藩庁は立替三〇両、路銀一〇両を渡し、巡行を認めず帰国させている。<sup>(33)</sup>

⑤ 寛政六年(一七九四)、これまで三年に一度の守札配布は認めず、守札は飛脚で届けさせ、立替金は酒田で渡すことにした。<sup>(34)</sup>

⑥ 嘉永元年(一八四八)、延命院が弘前で病気になり檀家廻りの最花を当てに三〇両の拝借願が出された。藩庁は檀家廻りを許可せず、五両を渡している。<sup>(35)</sup>

⑦ 慶応元年(一八六五)、黒石藩へ廻り、守札を渡して最花金一〇〇疋、檀家廻りの立替分二五〇匁を受け取っている。<sup>(36)</sup>

延命院は藩主への御目見を得たことが、勸化許可に結びついていると考える。また、弘前・黒石藩を勸化の対象としていることが解った。

## (4) 嗟峨・法輪寺

① 延宝五年(一六七七)、法輪寺は修復のため諸国一人一錢の勸化

を弘前藩江戸藩邸に願い出て、国元へ伝えられた。四代藩主信政の生母久昌院は一〇〇疋を下賜している。<sup>(37)</sup>これに関して別帳が備えられたが残っていない。そのため、勸化の認可や勸化物の取集めは不明である。

② 寛延元年（一七四八）、法輪寺は堂舎修復の繪旨を得たことから、江戸の大名屋敷へ願い出ることが認められた。しかし、弘前藩邸には先例を参考にしようとしたが、年数が経過しているところから記録が残っていない。<sup>(38)</sup>同三年、江戸藩邸から勸化巡行が知らされたが、詳細は不明であった。国元では宿寺を貞昌寺とし、領内の巡行は日数を要することから、勸化物は弘前で取り集めて渡すことになった。<sup>(39)</sup>

#### (5) 熊野本宮・尾崎坊

① 元禄五年（一六九二）、熊野本宮の御師尾崎坊は弘前城内書院で進物を披露したが、先例のない守札配布は認められなかった。しかし、先例としないことで相對勸化は認められた。<sup>(40)</sup>

② 明和七年（一七七〇）、領内勸化願が出されたが、地震後で領内が困窮の時にあたり、長期間の逗留は迷惑なことから、藩庁は惣勸化の積りで一〇〇両の立替払いをして帰国させている。<sup>(41)</sup>

③ 寛政四年（一七九二）、勸化願は認めず、大坂屋敷で五か年間で三〇両を渡すことになった。<sup>(42)</sup>

尾崎坊は元禄八年に藩主に御祓を差し上げ、御目見を許されたところから、藩主を旦那、領内を檀家であるという認識を持つに至ったと考える。

#### (6) 高野山・遍照尊院

遍照尊院には津軽家の藩主と一族の墓石が立てられていて、元禄八年（一六九五）、飛脚便で江戸藩邸の大殿を含めた藩主家の人々へ守札を届けている。<sup>(43)</sup>

同一〇年、領内勸化が行われ、使僧の荷物は寺社奉行の名前で大坂屋敷へ届けるよう手配している。<sup>(44)</sup>

尾崎坊・遍照尊院は弘前藩大坂屋敷が取り扱っていた。

#### (7) 東大寺・大仏殿

永禄一〇年（一五六七）、東大寺（華嚴宗）大仏殿は松永久秀の兵火で焼失した。公慶（大勧進・龍松院）が幕府に大仏修復勸化を願い出て不認可になったが、志ある者への相對勸化は認められた。元禄四年、焼け落ちた大仏の首は新鑄され、翌年開眼されたが、露座のままであった。同七年、公慶は老中から諸大名・旗本への相對勸化が認可され、勸進帳を持参して廻った。同一四年、万石以上の大名に幕領並みに勸化金の高割賦課が認められ、勸化金は奈良奉行に納入することになった。ここから幕府の御免勸化になり、大仏殿の復興は公慶から幕府の事業にとって代わることになった。<sup>(45)</sup>

① 元禄八年（一六九五）、公慶が弘前藩邸に勸進帳を持参して人別一紙半銭の喜捨を願い出た。これを受けた国元は勸化方法を江戸に聞き合せたが、指示は無かった。<sup>(46)</sup>

② 同一三年、公慶が藩邸で次のような口上書を持って勸化を願い出た。

〔史料1〕「江戸日記」元禄一三年四月一五日条。

口上之覚

- 一、南都大仏殿修造之儀、戌年人別奉加之事、奉得御免口上書を以申入、相集候施入ヲ以内陣側之柱少々建申候得共、此上大分之金高<sup>三</sup>付成就難成故、此度被願申上、御領<sup>者</sup>從御勘定御頭衆御沙汰、私領<sup>ハ</sup>御城下<sup>江</sup>拙僧罷越勸進之儀願申候、
- 一、勸進之儀、御家中町方御領内人別之施入願申候、尤深志之人<sup>ハ</sup>自分之施入之外、現在之父母・兄弟之祈祷、又<sup>ハ</sup>先孝妣亡兄弟之追善<sup>ニ</sup>何人<sup>ニ</sup>而<sup>茂</sup>御施入願申事、
- 一、御城下致逗留候内<sup>者</sup>、町宅<sup>ニ</sup>而<sup>ハ</sup>不仰付、他宗寺方<sup>ニ</sup>罷有候様<sup>ニ</sup>仕度候、何方<sup>ニ</sup>罷有候共少<sup>茂</sup>御馳走<sup>ケ</sup>間敷儀無御座様<sup>ニ</sup>願申候、寺方町方共<sup>ニ</sup>先様<sup>与</sup>相對罷有候様<sup>ニ</sup>仕度候、
- 一、召連候人数上下八、九人程<sup>ニ</sup>御座候、
- 一、道中人馬之儀、馬三疋、継人足五人、御寄進被下候様<sup>ニ</sup>願申候、以上、

(公慶)  
龍松院

志有る人からの勸化であり、父母兄弟の祈祷、先祖の追善供養も受け付けた。四代藩主信政は兼ねてから懇ろの公慶の願いとして国元での勸化を認めた。

同年八月二九日、碓ヶ関町同心が使僧を案内して宿寺貞昌寺に入った。貞昌寺では宝物披露、大仏縁起の講談があり、参詣が許され、奉加錢取集役人二人の任命があったが、勸化料の金額は不明である。<sup>(47)</sup> 宝物には治承四年(一一八〇)、平重衡の南都焼き討ちにあった東大寺・大仏

殿復興の勸進僧重源が所持した勸進杓・鉦鼓も含まれていたとみられる。九月一〇日に黒石領(文化六年に黒石藩)に向かっていることから、<sup>(48)</sup> ここでも勸化が行われたことになる。

公慶は「大仏殿再建発願以來諸興隆略記」によると、元禄一三年四月、江戸から奥州筋、津軽外ヶ浜、出羽・越後を廻り一二月帰府していることが解る。<sup>(49)</sup>

③ 同一四年、幕府勘定奉行萩原重秀からの呼出状が、江戸藩邸に届いた。御聞役大橋孫左衛門が萩原に会い、昨年済ませた勸化の報告から、再度の勸化は見合わせになったと考える。<sup>(50)</sup>

(8) 江戸・長松寺

元禄一〇年(一六九七)六月二六日、江戸下谷坂本長松寺(浄土宗東京都台東区)が「月之丸御影」の開帳を、弘前・誓願寺を通して家老に願い出た。幕府の認可は無いが、千住駅で人馬を借りてから、他領で同じ扱いを受けていた。このことを長松寺と懇意であった納戸役人が内証で在国中の藩主に話した結果、開帳が実現した。<sup>(51)</sup>

藩庁は一行七人に米二〇俵・漬蕨一樽を支給し、伝馬を認めている。七月一七日まで滞在した。<sup>(52)</sup>

(9) 信州・善光寺

① 善光寺(長野市)大勸進戒善院の一行二人は元禄一五年(一七〇二)六月二三日、南部藩領の浄土宗の付添四人に伴われ、青森・正覚寺に入り、三日間の開帳を行った。弘前では貞昌寺を宿寺とし、開帳は

二七日から七月四日まで七日間であった。報恩寺・葉王院（天台宗）が預かる勸化料四〇〇両は、藩庁の荷物便で寛永寺門主宛に届けることになった。<sup>(53)</sup>

② 延享四年（一七四七）の巡行に関して「国日記」には記載がなく、町年寄松井四郎兵衛の「善光寺就巡行御用留書」に依る。

幕府の認可を得た善光寺の巡行・開帳・勸化が寛永寺門主よりの依頼として江戸の菩提寺津梁院から弘前藩江戸藩邸に伝えられた。国元では町年寄が秋田・久保田の町年寄石井太右衛門に、善光寺巡行の対応について問い合わせをしている。

七月一七日に惣司取・用人、御用懸として寺社・郡・町・勘定奉行・目付、下役人として勘定人・寺社方物書・郡方物書・町奉行物書・町年寄物書・小遣・町年寄小遣が決められた。取決めは元禄一五年の先例と遊行上人の例を参考にしたことになった。

大間越より津軽藩領に入り、鱒ヶ沢町・法王寺で三日間開帳している。その後、弘前への途中は大雨による洪水で難儀し、駒越川は小船・馬船を縄渡りで越している。一行は出家七・近習四・侍分五・道心二・宰領五・仲間と小者二十九人で総勢五二人であった。開帳を知らせる建札は、土手町・和徳町の制札場前、新町・紺屋町・枅形・貞昌寺前の五か所に作事方によって設置された。貞昌寺門前には善光寺開帳・勸化の幟一流が立てられた。

開帳は八月二日より七日迄の五日間であった。貞昌寺本尊の前に持参の阿弥陀如来が据えられ、如来の手からの「善の綱」が、本堂前庭に建てられた大卒塔婆（回向柱）に結びつけられた。前庭にある濡仏の堂の

右脇に札所が置かれ、御本尊御影等を分売した。

開帳に関する張紙を次に挙げる。

「史料2」「善光寺就巡行御用留書」

(ア) 本堂長押左の通張紙

- 一、御印文冥加銭 壹人付百銅
- 一、御本尊御影 二百銅
- 一、中長御影<sup>チツタケ</sup> 拾二銅
- 一、秘仏御影 六銅
- 一、御印文写 六銅
- 一、常燈火打 五拾銅
- 一、月水守 拾二銅
- 一、血脈冥加銭 百銅

以上

(イ) 厨子<sup>江</sup>張札 左之通

日<sup>應</sup> 金貳両

月<sup>應</sup> 金壹歩

過去帳料 百文

日牌は毎日、月牌は指定した月命日に、善光寺で供養する位牌を指す。本堂内陣の西方に矢来を設け、賽銭箱が置かれた。その内に「御印文」の入った輿が置かれた。下人が声高に「御印文頂戴者は入可申」と呼び、僧の一人が一個の御印文を持ち、他の僧が二個の御印文を持って、冥加金一〇〇文を納めた者の額に御印文を押し当てた。この御印文は善光寺如来の分身といわれ、御印文頂戴により極楽往生を約束されるもの

であり、現在、一月七日より一五日までと七年毎の開帳期間に行われている行事である。<sup>(55)</sup>

内陣の東方の客殿には創立に由来する善光・弥生前（善光の妻）・善祐（善光の子）の三像が厨子入りで置かれた。

参詣人は三日三千人・四日一万六千人・五日二万七千人・六日三万八千人・七日二万七千人、合計一十一万人を数えた。町年寄の把握した勸化料は次の通りであった。

〔史料3〕「善光寺就巡行御用留書」

覚

八月五日

金九拾兩 此代錢四百四拾四貫四百貳拾文

但、金壹兩ニ付錢四貫九百三拾八文 兩替

同七日

同八拾五兩 此代錢四百貳拾貳貫貳百八拾文

但、金壹兩ニ付錢四貫九百六拾八文

右之通金子売上代錢受取、此表無出入相済申候、以上、

卯八月七日

兩替屋 竹内善兵衛

三国屋六兵衛

善光寺様

御役人中様

町年寄でも勸化料の全額は知ることができなかつたが、二〇〇兩に達したとみている。

この後、青森へ向かう途中の浪岡駅には黒石と近在からの信者二〇〇人が集まり、開帳なしで御印文写・御札が分売されている。青森では正覚寺で三日間の開帳による勸化料は六〇兩になった。

この開帳について「津軽偏覽日記」<sup>(56)</sup>は次のように記している。

〔史料4〕「津軽偏覽日記」

（延享四年八月二日）

参詣之諸人 善光寺より受候品

御印文 百文、中尊御影絵 拾貳文、御半紙 六文、本尊御影 貳百文、燈明錢 拾貳銅宛出る

此時落書

錢百て地獄を破る錢好寺田畑荒す雨た仏かな

右善光寺金鱒ヶ沢<sup>ニ</sup>五拾兩、弘前<sup>ニ</sup>百七拾兩、御金奉行預り申候、

落書

人々ハ後生々々と押込ハみな一統に斗る舛かな

くるならハ弥生の前に来もせず八月頃の雨ハかなしき

善光<sup>ハ</sup>本田々々と云なしてうそぞ人の錢をとるかな

阿乃如来難波の池より出たるとや如来様世間辛<sup>カラ</sup>ひめをする

今は只人もなき濡<sup>ヌレ</sup>仏泪の雨や新地恋しき、

読初、天氣ハ荒、貞昌寺<sup>ハ</sup>ナギ、商人<sup>ハ</sup>トリ、如来ハ悦ひ、下々<sup>ハ</sup>アラヒ、御

印文<sup>ハ</sup>高値て御座り、近寄<sup>テ</sup>御縁結<sup>ハ</sup>サシノ 錢<sup>ハ</sup>カチケレハ 地獄へ落、生如来<sup>ハ</sup>

ウツテ 御座り、祖母<sup>ハ</sup>カ、ハタマサレ、白道院<sup>ハ</sup>ス、ケ、ヨキ 商売て御座り、遊行

此方御物入ハ続き、金銀<sup>ハ</sup>ハリ、外の仏<sup>ハ</sup>ウテ、逗留<sup>ハ</sup>過、終、

この年は六月より雨続きで、七月三日と八月一日の洪水で田畑が損害を

受けていた。落書は弥生像・本田善光・濡仏を読み込んでいた。また、開帳中の貞昌寺と塔中の仏事は白道院で行うことで良い商売になり、遊行上人以来、藩庁の出費が続き藩財政が疲労すると、非常に覚めた見方をしていることが解る。

③ 天明二年（一七八二）の開帳については、「国日記」は記載がなく、町年寄松井助右衛門の「善光寺御用留」<sup>57</sup>に詳しくあり、三五年以前の先例によって取り扱われていることが解る。この開帳にあたり、南溜と大田寺前の大橋・青森街道の村々の橋・碓ヶ関街道の村々の橋・青森・正覚寺の湯殿と雪隠の修復・貞昌寺での御用に、町人足六七四人・町馬三〇疋を動員している。

また、善光寺一行の止宿・休所の費用は、町方・在方の負担とし、茂合金で取立て藩庁へ上納することになった。

弘前町年寄は、善光寺先触役人児嶋幸之進の申し入れから、弘前藩庁に次の二点の規制を願いだした。

⑦ 付き添う葉売・猿廻し・のぞきからくり様の者、巡礼・非人体の者四、五〇〇人程を仙台藩領で追いつしたが、盛岡藩領で一〇〇人程になり、弘前藩の関所で巡礼・非人体の者を差し止めたが、脇道より三〇人程が入り込んだ。これらは、開帳寺院とその門前で参詣人の報謝を充てにする者であった。藩庁は善光寺御用掛四奉行の沙汰として、弘前城下の乞食一〇人を青森に向かわせ、非人体の者を捕らえて関所より送り返すようにする。

⑧ 解毒売・珠数売・縁起売の一二、一三人は、弘前町の問屋・往来宿の亭主より開帳寺院とその門前での商売を禁止し、藩領外へ立ち去るよう

申し聞かせる。

善光寺側にとつても付き添う者たちは迷惑な存在であった。

#### (10) 京都・誓願寺

寛政四年（一七九二）、誓願寺は類焼による再建復興を願いだした。<sup>58</sup>同九年、誓願寺役人田中左門の巡行に際し、弘前藩は領内よりの勸化料を四〇両とみて立替えることにした。<sup>59</sup>

#### (11) その他の勸化

安永三年（一七七四）、奥州白川郷棚倉馬場村の近津明神（都都古別神社 白河市）別当不動院、三河国岡崎の伊賀八幡宮（岡崎市）神主柴田兵部による勸化の知らせがあった。これに対し弘前藩は次のような対応策を立てている。<sup>60</sup>

- ① 貞昌寺を宿寺とする。
- ② 巡行が入る関所で庄屋が役僧と対談して、巡行次第、勸化物の取り集め方法を承る。
- ③ 領内巡行に庄屋・五人組が案内する。
- ④ 駄賃・旅籠賃は他領並とする。
- ⑤ 奉加銭取決割合 藩士・四貫六四〇文、弘前町・五貫文、在方・一貫四九〇文、九浦・五貫三五〇文、惣メ二六貫四八〇文。

寛政九年（一七九七）、円覚寺（鎌倉市）からの勸化願を天明の飢饉後のため巡行を断り、勸化料を立替え、使者に路銀を渡している。先例のない勸化はその時々沙汰によるとして、町奉行より丁寧に対応して



帰国させるよう取り扱っている。<sup>61</sup>

文化一〇年（一八一三）、甲斐国八幡宮（八幡神社 甲府市）は、弘前藩江戸藩邸留守居役が対応中に勧化巡行に出かけてしまった。国元では町奉行が懸け合って、立替金九両を渡して帰国させている。<sup>62</sup>

天保四年（一八三三）、武蔵国中野八幡宮（大宮八幡宮 東京都杉並区）は社殿修復の勧化を、江戸幕府より三か年、武蔵・陸奥両国で認められた。同七年、江戸藩邸留守居役は領内不作から立替を申し入れたが、神主中野豊前は御免勧化として巡行を主張したため、断り切れずに聞済みの扱いにした。国元では三奉行が協議して、先例の三河国八幡宮の例に準ずることにした。町奉行は中野豊前に対し、守札料銀二枚・立替銀一〇枚・路金七両を渡し、領内勧化は認めなかった。<sup>63</sup>

安政六年（一八五九）、往生寺（栗駒市）の開帳願は、先の凶荒の弊害が残っているところから、貞昌寺から断らさせ、法立寺から出されていた近衛家からの添え状のある本満寺（京都市）の出願も断っている。<sup>64</sup>

### 小括

領外の勧化は江戸藩邸留守居役が対応していることが解った。勧化方法は①巡行、②巡行・開帳、③藩庁による取集めに分類される。藩庁では領内が疲労している場合の開帳・勧化は、農事に支障があると認識して断る場合もあった。また、幕府の認可だけで巡行に訪れる者には、寺社奉行が丁寧に対応して勧化料を立替え、路銀を渡して帰国させる例もあった。立替は後日、藩庁が取集めた。領外寺社による開帳・勧化の認可は領内経済の動向により左右されるものであった。

伊勢神宮の御師は幕府の布令以前から巡行があり、羽黒山・延命院は藩主への御目見を許されたことから、勧化が認められていて、幕府の認可によるものでなかった。

宿寺は遊行上人の宿寺を貞昌寺としたことから、これを先例に宗旨に関係なく使用している。例外では、羽黒山・延命院の報恩寺、長松寺の誓願寺がある。

## 二 領内の寺社による勧化

### （一）誓願寺・大仏

① 慶長一〇年（一六〇五）、弘前藩初代藩主津軽為信は、京都より炭禎法庵を招き、大光寺村（平川市）に三重塔を建立し、娘・富姫の菩提を弔った。<sup>65</sup>炭禎は貞昌寺・誓願寺を創設し、同一六年、両寺は弘前城築城に伴って城下へ移った。

誓願寺では二回にわたって大仏を造立している。一回目の大仏建立の史料を次に挙げる。

「史料5」「光明山無量院誓願寺縁起」<sup>66</sup>

（略）夫大仏者、信牧公ノ京誓願寺ヲ御移シ則誓願寺ト号ス、大仏御建

立ハ元和元乙卯八月十五日、從ニ京都ニ御下シ飯屋被ニ立置一、同ク四年

法庵遷化ス、雖レ然右ノ御願在レ之、故ニ第二代良將上人居住之時、寛

永元子年企テ御普請ヲ六年ニシテ而成就、同巳年十月十三日入仏供養ス、

其ノ趣向棟札ニ所謂其文ニ曰ク、寿仏之造立、宝堂之開闢為ニ厥ノ志

願ニ也、現世安穩、後生善所之趣は一矣、七世父母成等正覺義是

一矣、国土万民平等利益は一也、件ノ之誓願寺三対配ニ阿弥陀ノ三字<sup>73</sup>、則是豈不レ称ニ仏意ト哉、信牧公以ニ仁心一為ニ棟梁一以ニ義氣<sup>74</sup>刻ニ尊像<sup>75</sup>、於戲宿因之所感哉、御国中之家一軒・米一升宛被仰付可被下<sup>76</sup>願被申、則被仰付御印迄被下置候（略）

岌禎は二代藩主信枚に対して、現世安穩・後生善行・七世父母成等正覚・国土万民平等利益のため、京都・誓願寺の阿弥陀如来を写した大仏造立の心願を訴えた。信枚はこれに応じ、元和元年（一六一五）、大仏が京都より届き、仮堂に納められた。同四年、岌禎が亡くなり、良将が大堂建築に当たった。寛永元年（一六二四）、信枚は領内の家一軒から米一升の勸化を認めたが、詳細は不明である。同六年、入仏供養が行われた。<sup>67</sup>ところが、元禄元年（一六八八）、火災により大仏は伽藍と共に灰燼に帰した。<sup>68</sup>

② 元禄一五年、藤崎村撰取院の道心蓮池が、江戸藩邸で国元での丈六の大仏建立を願い出た。藩主は国元寺社奉行に願い出るように取り扱ったことから、蓮池は江戸藩邸からの添え状を持って、国元で願い出た。<sup>69</sup>

宝永元年（一七〇四）、蓮池は改めて誓願寺、僧録所・貞昌寺を通して、領内人別一銭の勸化を願い出た。そこには、領民数万人の菩提を弔うためという理由が記されており、相対勸化が認可になった。<sup>71</sup>翌年、撰取院で木取りしていた丈六阿弥陀像が弘前の誓願寺仮堂に移された。<sup>72</sup>同三年、勸化金が集まらないため箔置きができない状態であった。蓮池からの再度の出願により、領民一人五銭の勸化が認められた。<sup>73</sup>同四年、丈六阿弥陀仏を誓願寺の本尊として開眼供養が行われた。<sup>74</sup>

③ 享保八年（一七二三）、客殿建立にあたり檀家・縁者への勸化が

認められた。本尊の光背仏七体の内の一体を厨子に入れ、翌年までに約一七〇か村を巡回している。<sup>75</sup>延享四年（一七四七）、常香盤より出火して、丈六阿弥陀仏は焼失した。<sup>76</sup>

④ 嘉永三年（一八五〇）、本堂再建にあたり浄土宗一宗だけの相対勸化が認められた。勸化のための巡回にあたり、藩庁から郡奉行、青森・蟹田・今別町奉行への通達を願い出ている。<sup>77</sup>

## （2）大円寺・五重塔

『最勝院五重塔保存修理工事報告書』<sup>78</sup>によると、大円寺（現最勝院）・五重塔の建立は寛文六年（一六六六）で、修復は①宝永四年（一七〇七）、②元文二年（一七三七）、③明和二年（一七六五）、④享和二年（一八〇二）、⑤万延元年（一八六〇）⑥昭和二年（一九二七）であった。平成三年（一九九二）には台風第一九号の被害から解体修復を行った。ここでは、修復に関する勸化を取り上げる。

① 『津軽一統志』<sup>79</sup>には弘前藩三代藩主信義の時に、それまでの戦死者供養のために建立を始め、四代藩主信政が領内勸化を許したとある。「永禄日記」<sup>80</sup>によると、寛文七年、領内一人銭三文の勸化で、衆人は子孫長久・国家平安、国家の美観のための建立と話している。同八年、完成の供養には貴賤が群集し、近国からの参詣もあったが、勸化の方法は明らかでない。

② 元禄一三年（一七〇〇）、五重塔葺修復は藩主から相対勸化が認められた。ところが、領内不持續で翌年から人別一人一二銭、家一軒米五合、合せて一人一五銭の勸化となった。藩士は組頭、町方・在方は

役人が取立て、請取役人から評定所へ納めさせた<sup>(81)</sup>。勸化料は大円寺からの請求により渡したものとみられる。

平成の解体修理の際、龍車から寛永通宝を包んだ結縁交名「外崎文次郎・おなべこ・おりんこ・いんこ・とりこ」、三世の祈祷、武運長久、延命を祈った願書が出てきて、定額の勸化の外に広く寄進を呼び掛けたことが解る<sup>(82)</sup>。宝永二年、勸化金の残金が少なくなり、再度の勸化願いは認められず、藩庁より二貫文が渡されている<sup>(83)</sup>。

③ 享保一六年（一七三一）の五重塔葺替修復の勸化願は、翌年、合體勸化で認められた。これは、藩士は組頭が家相応に、名主・庄屋は身代相応に世話をして定額の外に余計に寄進するもので、基本的には相対勸化と同じであったとみられる<sup>(84)</sup>。同二〇年には勸化金が約一三貫文になり、寺の才覚で約三五貫文が集っている<sup>(85)</sup>。

④ 宝暦七年（一七五七）より五重塔葺替修復の相対勸化が始まったが、組頭が勧進帳を持参することや町名主・月行事が寺側に付添うことは認めなかった<sup>(86)</sup>。同一三年、大円寺住職が藩庁へ六〇日の暇願を出して、青森・上磯・蟹田から鱒ヶ沢・赤石組を巡行している<sup>(87)</sup>。

明和二年、四重までの葺替はできたが、残り上一重は未完成であった。寺院側から藩庁による合力を願い出たが、諸材木を渡す以外は自力での修復になった<sup>(88)</sup>。

⑤ 寛政二年（一七九〇）、五重塔葺替修復勸化が認められたが、延期になった<sup>(89)</sup>。享和元年（一八〇一）、大工頭の修復見積もりは約一八貫八五〇匁・人夫は約二一八〇人、銅葺等を含めて都合三一貫四三九匁五分となった。そこで、領内惣勸化は一人一分八厘六毛七糸一忽<sup>(90)</sup>の取集め、

藩士は知行一〇〇石に付二匁二分八厘七毛とし、町方・在方・浦々は分限に応じて割高にすることになった<sup>(90)</sup>。

⑥ 嘉永二年（一八四九）、五重塔修復の勸化は、異国船漂着による出銭で領内の難渋から三年間見合わせるようになった<sup>(91)</sup>。

安政五年（一八五八）、寺側からの修復願を藩庁が見積もったところ、約一四七貫六八七匁二分八厘になり、五か年を次のように割り付けた。

⑦ 藩士 …… 一年・約三貫六六匁九分九厘。内訳、知行一〇〇石・月一〇文。組頭が月々取立て金蔵へ上納。

⑧ 弘前町 …… 一年・約一貫九四二匁八分。内訳、人別一人・一年八文。

⑨ 在方・浦々・御給人・寺院・社家・修験・寺社門前

…… 一年約二四貫六一五匁七分二厘。内訳、人別一人・一年一〇文。

○合計 …… 一年・約二九貫六二六匁五分一厘。五か年・約一四八貫一三二匁五分五厘。

この割り付けが見積額に近い数値になっている。しかし、藩士は知行歩引きであるところから、藩庁の立替となった<sup>(92)</sup>。文久元年（一八六一）、堂舎修復のために二か年の勸化願が出されたが、藩庁は勸化続きで難渋している領民に考慮し、管理する勸化料の余剰金から三貫文を助成することにした<sup>(93)</sup>。この年に普請が成就し、供養の日時を領民には辻札で知らせている<sup>(94)</sup>。

五重塔は領内を代表する建造物であり、破損は藩の体面を損なうことになるため、藩庁は藩士、領民に勸化を課して修復に努めてきていることが解った。

(3) 本行寺・護国堂

① 享保元年（一七一六）、四代藩主信寿の従弟・家老津輕頼母政模は本行寺へ五番善神・三十番神・日蓮座像を寄進した。<sup>(95)</sup> 本行寺はこれらの仏像を納め、領内五穀豊穰を祈禱する護国堂（祈禱堂）建立を願い出た。藩庁は伊勢神宮御師の相對勸化中で認可を渋ったが、本行寺の願いを奇特として惣勸化を認めた。<sup>(96)</sup> 次の史料から勸化の内容をみていく。

〔史料6〕「弘前八幡宮古文書」五「万留帳」<sup>(97)</sup>

享保元年申ノ十一月十四日ニ本行寺奉加廻状

覚

本行寺御郡中勸化人別精錢宛三ヶ年奉加願申立候処ニ、願之通被仰付候、依之当年分右勸物取立候様被仰付候、

一、右取立之儀壹ヶ年壹人ニ付、拾錢宛一支配切支旦御改人数書ニ無相違様ニ御取立通り、手形被差添拙者共月番へ可被遣候、請取候方へ致指図遣可申候、

一、在々、当年不作付、悉者出兼可申候、取立難儀之者へ来年分未練候<sup>(98)</sup>、難儀無之分斗当年分取立候様ニ被仰付候間、在々、浦々御支配へ右之以御通達可被成候、已上、

十一月十日

（寺社奉行）  
佐藤善右衛門  
（寺社奉行）  
小鹿七兵衛

右之通被仰付候間、夫々御申渡し可被成候、已上、

即日

（最勝院）  
方丈

（社家頭）  
小野若狭 在々、浦々支配中<sup>(99)</sup>

（社家頭）  
長利山城 急度御申渡ニ可有之候、已上、

切支丹改め人数で領内三か年、一年一人一〇錢、寺社を含めて勸化し、町方は町毎、在方は代官が世話して組毎か村毎に徴収して、奉加錢請取役人に納めることになった。<sup>(98)</sup>

同六年、藩士へ皆済を促す通達が出ていることから、勸化はこの年で終了したものとみられ、同七年、護国堂本尊の遷座式が行われている。<sup>(99)</sup>

② 明和二年（一七六五）、護国堂大破により一年間の領内勸化が認められているが、惣勸化か相對勸化かは不明である。<sup>(100)</sup>

③ 安永七年（一七七八）、伽藍大破による相對勸化を願い出た。藩庁は円受院（七代藩主信寧の生母）の靈屋があるところから、無下にも断れず認めている。役僧が巡行して志ある者より勸化し、在方は代官、浦々は町役人が収集めることになった。<sup>(101)</sup>

④ 万延元年（一八六〇）、護国堂・鐘楼大破の際は、勸化でなく、藩庁に一〇〇両の借財を申入れて、五〇両が認められている。<sup>(102)</sup>

(4) 貞昌寺・一切経

① 享保三年（一七一八）、貞昌寺は鎮護国家のため、相對勸化による一切経建立を願い出て認められた。<sup>(103)</sup> 翌年、住職が在方を巡行しているのでこの時の様子をみていく。<sup>(104)</sup>

〔史料7〕『永禄日記』<sup>(105)</sup>

当八月貞昌寺和尚、一切経建立の奉加ニ相廻リ申候、每家一錢つ、と申立候得共、取立候節、銘々志次第上ヶ申候<sup>(106)</sup>一切経建立被成候、勸化の一家一錢は建前で、寄進は幾らでも良いといったところが巡行の

実態であったとみられる。同六年、海上輸送の一切経が届き、これを納める瓦葺きの経堂もできて、同七年、開眼が行われた。<sup>(10)</sup>この後、一切経は火災によって失われ、現存しない。

② 延享三年（一七四六）、貞昌寺よりの書院・方丈・庫裏修復の勸化願は認められず、自力で修復することになった。<sup>(11)</sup>

③ 弘化元年（一八四四）、貞昌寺は寺廻り修復を領内浄土宗の檀家に限っての相對勸化を願い出た。藩庁は百沢寺の勸化中のために認可しなかった。しかし、在国中の一代藩主順承へ上申したところ、再考を指示され、三奉行が再評議して認可に至った。<sup>(12)</sup>

### (5) 袋宮寺

袋宮寺は、享保三年（一七一八）、修復の勸化を三か年、家別一二銭が認められ一貫九〇五厘一毛になったが、残りを集め兼ねていた。そのため、藩庁は領内へ催促の通達を出している。<sup>(13)</sup>

### (6) 百沢寺

① 天明八年（一七八八）、百沢寺からの勸化願にたいして、勘定奉行は藩士・領民から三か年の相對勸化を認めた。藩士からは三貫八七三匁と試算しているが、使途については不明である。<sup>(14)</sup>

② 享和元年（一八〇一）、百沢寺が作事奉行に御宮修復費用を尋ねたところ、作事奉行は三千兩位必要で、その内の千五百兩を人別戸数表から一人九分四厘四毛三糸の勸化になると試算した。藩士は知行一〇〇石に付、三か年で一一匁五分六厘を差引き、江戸常府も同じ割合にする

ものであった。領民は分限に応じて、其所の支配頭が取り立てて上納することにした。藩士を含める領内惣勸化であった。<sup>(15)</sup>

③ 天保一〇年（一八三九）、護摩堂が焼失し、翌年、藩庁は七年間の惣勸化を認めた。藩士は高割としたが知行歩引中のため用捨とし藩庁の立替となった。<sup>(16)</sup>同二年、町年寄からの申出により閏月があっても年一二月の割で納入することになった。<sup>(17)</sup>

この勸化は黒石藩にも通達されたが、弘化三年（一八四六）には二年分六三八匁六厘の滞納があり、完済を促がされている。<sup>(18)</sup>

百沢寺は御国惣鎮守とされ、江戸常府、黒石藩領民も勸化の対象になった。

### 小括

領内では大円寺・五重塔は国の鋳りであり、百沢寺は惣鎮守のため、藩庁は助成の外、藩士・領民による惣勸化を認可し、黒石藩にも及んでいることが明らかになった。本行寺・護国堂は五穀成就の祈禱所、誓願寺・大仏は鎮護国家のための建立として勸化が認可されていることが解った。この他、寺社の修復に勸化を認可したが、同宗内での勸化に限定する場合もあった。

明和八年（一七七二）、藩庁は虚無僧・六十六部の勸進を停止させたが、これらが領内を徘徊している様子がみえてくる。<sup>(19)</sup>

### おわりに

勸化には幕府の認可を得た「御免勸化」と、認可を得ない「私勸化」に分れる。領外の勸化には弘前藩江戸藩邸留守居が対応し、その内容を国元に伝えた。弘前藩の場合、「惣勸化」は領国の国家平安・五穀成就のためであり、単なる寺社の修復に充てるものでなかった。切支丹改め人数や一軒宛に勸化料を課し、江戸藩邸の藩士や黒石藩領を対象とする場合もあった。また、勸化料の取集めには藩庁が加わり、任命された奉加銭請取役人を通して金蔵に納めて管理し、寺院側からの請求に応じて支払い、幕末には残金があることが明らかになった。その他は志次第による「相対勸化」といえる。

武蔵国大沼田新田（小平市）では、諸勸化として錢三貫六〇〇文を村諸経費の中にプールしている<sup>(18)</sup>。弘前藩庁では天明元年（一七八一）より毎年、太々神楽料として藩士・領民から茂合により上納させてプールし、太々神楽料、熊野本宮・尾崎坊、羽黒山・延命院の外、臨時の勸化についてはこの中から詮議して渡すことにした<sup>(19)</sup>。黒石藩石名坂村（黒石市）では、天保二年、伊勢講米三斗五升を借用している例があり、伊勢講の経費を貯えていることが解かる<sup>(20)</sup>。

勸化の始まりをみると、二代藩主信枚が一例、四代信政が八例、五代信寿が三例、九代寧親が二例で、各寺社はこの先例を基に再度の勸化を願っていることが考察できた。また、東大寺・大仏殿の勸化は、藩主と大勧進・公慶と懇ろな関係から認可していることが解った。

藩庁日記方の編纂した『御用格』には他領寺社、三日市（伊勢神宮御師）、羽黒山（延命院）、尾崎（熊野本宮御師）の項目が仕立てられてあるところから、藩庁は寺社からの勸化願に、ここにある先例を参考にし

ていたものと考えられる<sup>(21)</sup>。

藩士の勸化については知行歩引き中には用捨として藩庁が立替ているが、実質的には藩庁からの助成と同じであった。また、領内の不作、地震等による災害で、領内経済が疲労困窮すると、勸化は延期となった。

藩庁は勸化が続くと領内経済が疲弊することから、文化期から個別の寺社の修復に富籤（弘札・富弘札）を認可した<sup>(22)</sup>。天保七年（一八三六）、堂舎修復・継目上京の費用捻出のための富籤興行願が、最勝院・大円寺（最勝院）・大行院（弘前天満宮）・誓願寺・白狐寺（新寺町稻荷神社）・善入院（報恩寺塔中 廃寺）・高伯寺（大円寺）・山村宮門（住吉宮社司）・山辺但馬（胸肩宮社司）から出されていた。何れも差し迫った入用から各寺社の弘札講中からの前借であり、返済の滞りから講中が困惑していた。そのため、藩庁は寺社奉行から常籤で元金だけを貸主に返済するように取り扱わせた<sup>(23)</sup>。

勸化は結縁で信仰を広める機会であるが、実態は寺側の堂舎建立・修復のための勸募金徴収であり、領外からの勸化は領内経済の流出を意味するものであった。また、太々神楽料は高懸銀・卯時銭と共に年貢以外の雑税にあたり、寄進とは異なり強制を伴うものであった。

大円寺五重塔落成・善光寺開帳に群衆が押し寄せる現象は、人々の先祖の追善供養と極楽往生を願うことの現われとみてよいであろう。

今後の課題は次の二点である。

- ① 他藩における勸化を考察する。
- ② 寺院は檀家料と信者からの寄進で成り立っていて、これに黒印状を有する寺院は知行地からの年貢等が加わる。また、寄進による

祠堂田・祠堂金を有していたことから、寺院経済の内容を明らかにする。

令和二年(二〇二〇)九月、最勝院(旧大円寺)の仁王像が、修復中に胎内墨書銘から承応年(一六五三)の制作と解った。修復費用約三千万円の内、民間人が寺院の了解を得て寄付を呼びかけたところ、二千万円が集まった。<sup>(12)</sup>これは、形を変えての現代の勸化あり方といえよう。

## 註

- (1) 吉田信之『成熟する江戸』(講談社 二〇〇二) 一四五～一四八頁。
- (2) 「江戸の開帳」(『江戸町人の研究』第2巻 吉川弘文館 一九七三) 二七五～四七二頁。江戸選書3『江戸の開帳』吉川弘文館 一九八〇。
- (3) 『近世開帳の研究』名著出版 一九八九。
- (4) 『江戸の法華信仰』(国書刊行会 二〇一五) 三四～七四頁。
- (5) 『近世仏教と勸化―募縁活動と地域社会の研究』(岩田書店 一九九六) 一九～三三・五三～六七頁。
- (6) 『南都仏教史の研究』上(法蔵館 一九八〇) 二四〇・二四一頁。
- (7) 『幕藩権力と寺院・門跡』(思文閣出版 二〇〇三) 四・七三・八四～九六頁。
- (8) 「江戸時代曹洞宗総持寺の再建勸化について―文化三年の大火と勸化」(明治大学人文科学研究所紀要 第五八冊 二〇〇六) 五七・六四～六六頁。
- (9) 「江戸時代後期における中小寺社造営の費用調達―名主吉野家文書にみる旧武蔵国多摩郡の中小寺社造営」(『日本建築学会計画系論文報告書』第四二〇号 一九九二) 九八・九九頁。
- (10) 「立山岩崎寺由来書」(富山県『立山博物館研究紀要』第二〇号 二〇一三) 二四・二五頁。
- (11) 「元禄時代の津軽領内浄土宗の動向」(仏教論叢第四号 一九九七) 二九～三三頁。「宝永・正徳年代の津軽領内浄土宗の動向」(同四二号 一九九八) 七三～七六頁。「元禄年代の津軽・南部領内に来訪した廻国・開帳・説法・勸進」(同五五号 二〇一一) 一四七～一五〇頁。「宝永・正徳年間の津軽領内浄土宗の寺院情勢」(同五六号 二〇一二) 一三三・一三四頁。「元文・寛保・延享・寛延年間の津軽領内浄土宗の寺院情勢」(同六一号 二〇一七) 一三八・一三九頁。「明和・安永年間の津軽領内浄土宗の寺院情勢」(同六三号 二〇一九) 一一七～一一九頁。
- (12) 「青森県における百万遍念仏(数珠繰り)の受容と展開―百万遍念仏縁起の特色と数珠繰り儀礼の様相」(『青森県の民俗』第六号 二〇〇六) 六～一四頁。
- (13) 「北五津軽地方における善光寺信仰」(『青森県の民俗』第六号 二〇〇六) 九九～一〇二頁。
- (14) 拙稿「津軽における寺社参り」(『北奥文化』三四号 二〇一三) 八～一五頁。
- (15) 『新編弘前市史』通史編3(近世2)(弘前市企画部企画課 二〇〇三) 九〇～九九頁。
- (16) 弘前市立弘前図書館津軽家文書。
- (17) 小館衷三『津軽藩政時代に於ける生活と宗教』(津軽書房 一九七三) 二〇二頁。
- (18) 『新編弘前市史』通史編3(近世2)(弘前市企画部企画課 二〇〇三) 七四六・七四七頁。拙稿「津軽からの伊勢参宮」(『東北女子大学・東北女子短期大学紀要』四九 二〇一〇) 一三三頁。
- (19) 『御用格』寛政本下巻(弘前市教育委員会 一九九二) 四七・四八頁。
- (20) みちのく双書第二二集『平山日記』(青森県文化財保護協会 一九六七)

一九九頁。

(21) 「邑中御用諸出錢上納通」〈『尾上町誌』資料編1(尾上町 一九九二) 六六六・六六七頁〉。「猿賀組高懸銀納卯時錢太々神楽料割合帳」〈『同誌』 六七九〜七〇四頁〉。

(22) 弘前市立弘前図書館岩見文庫「黒石領御用留」GK一六〇―一二。

(23) 「国日記」貞享四年六月一・一二・二三日条。

(24) 「国日記」正徳三年四月一四・二九日、五月四日条。前掲註(11)。

(25) 「国日記」享保一三年三月一六日条。

(26) 「国日記」延享元年八月八・一五日条。弘前市立弘前図書館岩見文庫「遊行上人略縁起并宝物来由記」GK一八八―一。前掲註(11)。

(27) 「国日記」安永元年三月六・一四日条。前掲註(11)。

(28) 「国日記」寛政四年九月五日条。弘前市立弘前図書館貴重一般郷土資料「遊行方御用留記」(三〜九月)、「同」(九〜一〇月)、「諸窺諸事書付留」(九月)、「遊行上人青森逗留中献立帳」「遊行上人浪岡・碓ヶ関料理帳」KK一八八ユウ(五冊の請求番号は同一)。

(29) 「国日記」延宝四年一二月八日条。

(30) 「国日記」明和五年九月二一日、一〇月一・六・八日条。『御用格』寛政本下卷(弘前市教育委員会 一九九二) 五八・五九頁。

(31) 『御用格』寛政本下卷(弘前市教育委員会 一九九二) 五九頁。

(32) 「国日記」安永三年二月二七日条。『御用格』寛政本下卷(弘前市教育委員会 一九九二) 六〇・六一頁。

(33) 「国日記」安永五年一〇月二六日条。『御用格』寛政本下卷(弘前市教育委員会 一九九二) 六〇頁。

(34) 「国日記」寛政六年三月一九日条。『御用格』寛政本下卷(弘前市教育委員会 一九九二) 六七〜六九頁。

(35) 「国日記」嘉永元年五月七日条。『御用格』第三次追録本(弘前市教育

委員会 二〇〇二) 五〇一頁。

(36) 前掲註(22)。

(37) 「国日記」延宝五年一〇月一〇・一六日、閏一二月二六日条(みちのく双書特輯『津軽史』第七卷(青森県文化財保護協会 一九七七) 三六二・三六三頁)。

(38) 「国日記」寛延三年八月一日条。

(39) 「国日記」寛延三年七月二四日条。

(40) 「国日記」元禄五年九月九・二七日、一〇月一〇・一八日条。

(41) 「国日記」明和七年閏六月五日条。『御用格』寛政本下卷(弘前市教育委員会 一九九二) 七〇頁。

(42) 「国日記」寛政四年八月一日条。『御用格』第一次追録本上卷(弘前市教育委員会 一九九三頁) 九一八頁。

(43) 「江戸日記」元禄八年二月八日条。

(44) 「国日記」元禄一〇年四月二〇日条。

(45) 平岡定海 国立国会図書館デジタル化資料「江戸時代における東大寺大仏殿の再興について―観修寺蔵大仏殿再建発願以来諸興隆略記」を中心として(『南都仏教』第二四号 一九七〇) 七二〜七五頁。柚田善雄『幕府権力と寺院・門跡』(思文閣出版 二〇〇三) 七三頁。堀池春峰『東大寺へのいざない』(昭和堂 二〇〇四) 二七頁。西山厚『東大寺公慶上人』(『特別展東大寺公慶上人―江戸時代の大仏復興と奈良』(奈良国立博物館 二〇一五) 一八・一九頁)。

(46) 「江戸日記」元禄八年二月六日条。「国日記」元禄八年三月一日条。

(47) 「国日記」元禄一三年六月一日、八月一六・一八・二九日条。

(48) 「国日記」元禄一三年九月一〇日条。

(49) 国立国会図書館デジタル化資料「大仏殿再建発願以来諸興隆略記」(『南都仏教』第二四号 一九七〇) 九〇頁。前掲註(11)。



- (50) 「江戸日記」元禄一四年三月二七日・二九日条。
- (51) 「国日記」元禄一〇年六月二六・二七日、七月四・一六日条。前掲註(11)。
- (52) 「国日記」元禄一〇年六月二六日、七月一六日条。前掲註(11)。
- (53) 「国日記」元禄一五年七月一三日条。前掲註(20) 一五九頁。
- (54) 弘前市立弘前図書館岩見文庫GK一八〇―一。
- (55) 「善光寺ホームページ」の「御印文頂戴」の項。
- (56) 弘前市立弘前図書館八木橋文庫YK二二五―一九三。『青森県史』資料編近世3津軽2(青森県史友の会 二〇〇六)資料番号四三一、五五三頁。『畑山信一編』『解説本編覧日記』七(私家本 二〇〇七)二四・二五頁。
- (57) 弘前市立弘前図書館岩見文庫GK一八〇―一三。『青森県史』資料編近世3津軽2(青森県史友の会 二〇〇六)資料番号四三八、五六二―五七二頁。
- (58) 「国日記」寛政四年六月二日条。
- (59) 「国日記」寛政九年五月三〇日条。
- (60) 「国日記」安永三年九月一五日条。
- (61) 前掲註(59)。
- (62) 「国日記」文化一〇年七月七・一四・二二日条。
- (63) 「国日記」天保七年一月二〇日、二月四日、七月二〇日条。天保四年、代官江川太郎左衛門より天領の村々へ中野八幡宮勸化の廻状が出ている。『青梅市史料集』第三一号「御廻状留帳」四(青梅市教育委員会 一九八三)一八三頁。
- (64) 「国日記」安政六年七月二五日条。
- (65) 青森県叢書第六編『津軽一統志』(青森県立図書館 一九五三)五二―五六・二〇一・二〇二頁。弘前市立弘前図書館八木橋文庫「浄土宗諸寺院縁起」YK一八五―一三〇。『新編弘前市史』資料編3(近世編2)(弘前市企画部企画課 二〇〇〇)資料番号四〇八、一一四五・一一四六頁。
- (66) 弘前市立弘前図書館八木橋文庫「浄土宗諸寺院縁起」YK一八五―一三〇。『新編弘前市史』資料編3(近世編2)(弘前市企画部企画課 二〇〇〇)資料番号四〇八、一一四九・一一五〇頁。
- (67) 弘前市立弘前図書館岩見文庫「封内事実苑」GK二二五―一九(畑山信一編『解説本封内事実苑』二(私家版 二〇一五)四一・四二頁)。
- (68) 「国日記」元禄元年三月一九日条。
- (69) 「江戸日記」元禄一五年五月一三日条。
- (70) 「国日記」元禄一五年六月二九日条。
- (71) 「国日記」宝永元年一二月三日・一六日条。
- (72) 「国日記」宝永二年三月一九日条。
- (73) 「国日記」宝永三年九月一七日条。
- (74) 「国日記」宝永四年一二月二日条。前掲註(11)。
- (75) 「国日記」享保八年三月二八日、同九年二月二四日条。
- (76) 「国日記」延享四年九月二日条。前掲註(11)。
- (77) 「国日記」嘉永三年三月二日条。
- (78) 宗教法人最勝院 一九九五、一三二―一四一頁。
- (79) 青森県叢書第六編『津軽一統志』(青森県立図書館 一九五三)三九・四〇頁。
- (80) 弘前市立弘前図書館貴重一般郷土資料KK二二五―エイ。「永禄日記」には異本があり、みちのく双書第一集『永禄日記』(青森県文化財保護協会 一九五六)にはこのことの記事が無い。
- (81) 「国日記」元禄一三年二月二八日条。
- (82) 『新編弘前市史』通史編3(近世2)(弘前市企画部企画課 二〇〇三)七四五頁。
- (83) 「国日記」宝永二年八月一三日条。
- (84) 「国日記」享保一六年一〇月二八日、同一七年二月二六日条。

- (85) 「国日記」享保二〇年九月八日条。
- (86) 「国日記」宝暦二二年三月二〇日、七月一九日条。
- (87) 「国日記」宝暦二三年四月二〇日条。
- (88) 「国日記」明和二年七月二三日、九月一〇日条。
- (89) 「国日記」寛政二年一〇月一四日条。
- (90) 「国日記」享和元年三月二七日条〔『御用格』第一次追録本上卷(弘前市教育委員会 一九九三) 八六九・八七〇頁〕。
- (91) 「国日記」嘉永二年閏四月一八日条。
- (92) 「国日記」安政五年一月二〇日条。
- (93) 「国日記」文久元年三月二七日条。
- (94) 「国日記」文久元年四月七日条。
- (95) 『新編弘前市史』特別編 須藤弘敏監修『弘前の仏像』(弘前市市長公室企画課 一九九八) 一五九頁「日蓮上人座像」。五番善神については次を参考にした。宮崎英修『日蓮宗の守護神―鬼子母神と大黒天』(平楽寺書店 一九五八) 一四八頁。望月真澄 さだるま新書二一『もっと知りたい身延山―身延山検定付』(日蓮宗新聞社 二〇一九) 九九頁。
- (96) 「国日記」享保元年一〇月五日条。
- (97) 弘前大学附属図書館蔵。
- (98) 「国日記」享保元年二月九日、同四年二月一五日条。
- (99) 「国日記」享保六年二月一日、同七年八月一〇日条。
- (100) 「国日記」明和二年九月一五日条。
- (101) 「国日記」安永七年六月二〇日条。
- (102) 「国日記」万延元年一〇月一一日条。
- (103) 「国日記」享保三年一月八日条。
- (104) 「国日記」享保四年六月一二日条。
- (105) 弘前市立弘前図書館貴重一般郷土資料KK二一五―エイ(みちのく双書第一集『永禄日記』(青森県文化財保護協会 一九五六) 一三七頁)。
- (106) 「国日記」享保六年六月三日・一九日、同七年六月八日条。国立国文学研究資料館「寺社領分限帳」〔『新編弘前市史』資料編3(近世編2)(弘前市企画部企画課 二〇〇三) 資料番号三九九、一〇三八頁〕。
- (107) 「国日記」延享三年一月二四日条。
- (108) 「国日記」弘化元年八月一七日条。
- (109) 「国日記」享保三年三月一〇日、六月二四日条。熊野宮(熊野神社・茜町)の別当袋宮寺は、明治四年(一八七二)、神仏分離の際、報恩寺の観音堂へ移転した。
- (110) 「国日記」天明八年二月八日条。
- (111) 「国日記」享和元年三月五日条〔『御用格』第一次追録本上卷(弘前市教育委員会 一九九三) 八七〇頁〕。
- (112) 「国日記」天保一〇年二月二九日、同一一年四月二三日条。『岩木町誌』(岩木町 一九七二) 一三六頁。
- (113) 「国日記」天保二二年二月一七日条。
- (114) 「国日記」弘化三年六月一五日条。
- (115) 「国日記」明和八年四月一六日条。
- (116) 小平市中央図書館當麻家文書「去戌年村入用帳」D―五―三八。
- (117) 『御用格』寛政本上卷(弘前市教育委員会 一九九二) 一一四六・一四七頁。弘前市立弘前図書館津軽古図書保存会文書「勢州太々割合帳」乙一八―八五二。
- (118) 『黒石市史』資料編Ⅱ(黒石市 一九八六) 四三三五頁。
- (119) 弘前市立弘前図書館津軽家文書 TK二九〇―一―四〔『御用格』寛政本(弘前市教育委員会 一九九二)、『同』第一次追録本(同、一九九三)、『同』第二次追録本(弘前市教育委員会 二〇〇二)、『同』第三次追録本(弘前市教育委員会 二〇〇二)〕。

- (120) 山上笙介『津軽の富籤』(津軽書房 一九七八)一三頁。『新編弘前市史』  
通史編3(近世2)(弘前市企画部企画課 二〇〇三)一〇〇～一〇二頁。
- (121) 「国日記」天保七年九月二五日条。拙稿「弘前藩領における神職につ  
いて」(『弘前大学国史研究』第一四二号 二〇一七)五〇～五二頁。
- (122) 『陸奥新報』令和二年九月一日付記事「最勝院仁王像県内最古」。
- (しのむら・まさお 弘前大学国史研究会名誉会員)